

違反対象物の 公表制度



運用開始
令和2年
4月1日～

建物を安心して利用していただくために、重大な消防法違反のある建物を西予市ホームページで確認できる制度です。

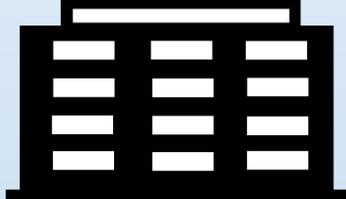
★公表の対象となる建物について

劇場、映画館、遊技場、飲食店、百貨店、ホテル、病院、社会福祉施設など不特定多数の人が利用する建物が該当します。

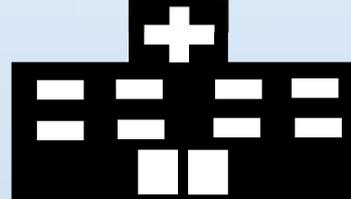
【飲食店】



【百貨店】



【病院】



★公表までの流れ

西予市消防本部の
立入検査



下記いずれかの設備
未設置の場合

- ・屋内消火栓設備
- ・自動火災報知設備
- ・スプリンクラー設備

※
通知書
発行

14日経過

ホームページ
公表



※立入検査結果通知書発行後14日経過しても違反が認められる場合

★公表する内容

①建物の名称 ②所在地 ③違反の内容

★公表の方法

西予市のホームページにて公表します。

お問い合わせ先
西予市消防本部 防災課
<TEL> 0894(62)0119
<FAX> 0894(62)3780

